

■該当する有害物質の項目

有害物質の名称	① 特定施設で 製造、使用 又は処理	② ①以外で 製造、使用 又は処理	③ 貯蔵	④ その他	該当する施設等
カドミウム 及びその化合物					
シアン化合物					
有機りん化合物					
鉛及びその化合物					
六価クロム化合物					
砒素及びその化合物					
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物					
ポリ塩化ビフェニル					
トリクロロエチレン					
テトラクロロエチレン					
ジクロロメタン					
四塩化炭素					
1,2-ジクロロエタン					
1,1-ジクロロエチレン					
1,2-ジクロロエチレン					
1,1,1-トリクロロエタン					
1,1,2-トリクロロエタン					
1,3-ジクロロプロペン					
チウラム					
シマジン					
チオベンカルブ					
ベンゼン					
セレン及びその化合物					
ほう素及びその化合物					
ふっ素及びその化合物					
アンモニア、アンモニウ ム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物					
塩化ビニルモノマー					
1,4-ジオキサン					

備考 1 該当する有害物質の欄に○印を記入し、該当する施設等を記載すること。

2 該当しない有害物質の欄は削除して差し支えない。

3 有害物質に関する根拠資料（安全データシート等）を添付すること。